

令和 8 年第 3 回可児市農業委員会総会議事録

開 催 日 時	令和 8 年 3 月 4 日（水）午後 2 時 00 分から午後 3 時 05 分
開 催 場 所	庁舎 5 階全員協議会室
農 業 委 員	菱川 幸夫、大澤 宏保、中村 茂、奥田 正人、勝野 仁司、山本 富義、 柴田 智弘、近藤 辰夫、奥村 武司、伊藤 卓、竹谷 益孝、玉田 好二、 奥村 保彦
農地利用最適 化推進委員	江口 利広、津田 誠、山本 寛、國枝 悟、鈴木 泰示、鈴木 好則、 奥村 松市、酒向 崇好、三宅 静喜
欠 席 委 員	田中きょうこ
事 務 局	課長 大津 誠、係長 山口 嘉之、会計年度職員 前田 晃
議 案	第 9 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権移転申請に 対する許可について 第 10 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請に対する意見について 第 11 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用 許可申請に対する意見について 第 12 号 農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項による農用地利用集積等 促進計画素案に対する意見について
議 長	皆様方には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。 令和 8 年第 3 回可児市農業委員会総会を招集しましたところ、委員各位には、公私共に 大変ご多忙の中をご参集賜りまして、誠にありがとうございます。 本日の農業委員の出席は、14 番、田中きょうこ委員から欠席届が提出されております ので、13 名で定足数に達しております。 また、推進委員の出席は、9 名です。 これより令和 8 年第 3 回可児市農業委員会総会を開会いたします。 それでは、議事に入ります。 本日の日程は、お手元に配付しました議案のとおりとなっております。 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。 本日の署名委員は、議長において指名することにご異議ございませんか。
委 員	【異議なしの声多数】
議 長	それでは、5 番勝野仁司委員、6 番山本富義委員の両名を指名します。
議 長	続きまして、日程第 2、議案第 9 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設 定及び所有権移転申請に対する許可についてを議題といたします。 それでは、事務局に説明を求めます。
事 務 局	日程第 2、議案第 9 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び所有権 移転申請について説明します。

今月の申請は、売買による所有権移転1件、贈与による所有権移転1件、使用貸借権の設定2件の合計4件です。

受付番号1番は、土田の方と松伏の方との間における贈与による所有権移転です。

土田地内において、譲受人は申請地を取得して、新規就農するとのことでした。

詳細については、資料のとおりです。

本案件は、後ほど説明します5条の案件と関連しています。譲受人が代表を務める法人が、5条受付番号4番で障がい児通所施設の事業用地を取得します。同じ譲渡人から法人の代表者が農地を取得します。営農は法人の代表者夫婦が中心となって行いますが、施設利用者の活動等にも利用するとのことでした。

受付番号2番は、土田の方外3名と土田の法人との間における使用貸借権の設定です。

土田地内において、使用借人は、申請地を借り受け、事業所利用者の就労機会の場として利用するとのことでした。

詳細については、資料のとおりです。

本案件の使用貸借の期間は3年です。3条、受付番号3番と関連しています。

本案件は、障がい福祉サービス事業を行う法人が、施設利用者に農業を体験させることで、心身の健康増進と社会参画の促進を図るものです。

受付番号3番は、土田の方外2名と土田の法人との間における使用貸借権の設定です。

土田地内において、使用借人は、申請地を借り受け、事業所利用者の就労機会の場として利用するとのことでした。

詳細については、受付番号2番と同様です。

受付番号4番は、下切の方と下切の方との間における売買による所有権移転です。

下切地内において、譲受人は自宅に近接する申請地を取得して、経営の効率化を図るとのことでした。

詳細については、資料のとおりです。

以上の案件は、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件をすべて満たしているため、権利の移動・設定は妥当と考えます。

議 長

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番から3番、土田お願いします。

奥 田 委 員

農業委員4番の奥田から現地確認の報告をします。

受付番号1番は、土田、大型花き販売店の東にある農地で、譲渡人は相続により取得しましたが、高齢で今後の管理ができないため、所有農地の一部を贈与により処分されます。譲受人は、この後5条受付番号4番で審議いただく事業者の代表者で、障がい者福祉施設を運営されており、譲受人夫婦と利用者が農業体験として耕作に参加され農地として耕作管理されると聞いていますので、問題ないと思います。

受付番号2番、3番は隣接地ですので、合わせて説明いたします。

土田下畑、国道41号線、中濃大橋北詰交差点の西、木曾川堤防近くの場所にある不耕作の農地です。借受人は、事務局から説明がありましたが、就労継続支援B型事業所を運営しており、事業所利用者の就労機会の場として農地の有効活用ができますので、問題ないと思います。使用貸借の期間は3年となっています。初めてであり耕作の状況を確認で

きたら今後は、期間を延長しての更新を予定されています。

議 長 受付番号4番、下切お願いします。

鈴木(泰)委員 推進委員5番の鈴木から現地確認の報告をします。

受付番号4番は、下切地内にある農地です。譲受人の自宅に隣接する栗の木、梅木が植えてある農地を取得し、現況のままの栗畑、梅畑として管理される予定であり、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委 員 【意見・質問なし】

議 長 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第9号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 【異議なしの声多数】

議 長 異議ないものと認め、議案第9号は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、日程第3、議案第10号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局 それでは、事務局に説明を求めます。

事務局 日程第3、議案第10号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請について説明します。

今月の申請は、1件です。

受付番号1番は、今渡の方が農地転用の許可を求めるもので、今渡地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅の敷地にするとのことことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地への被害防除策は、造成や建築工事等を行わず、現状と変更なしとのことことです。

本案件は、昭和41年頃より、農地法の許可を得ず、住宅敷地の一部として使用していたため、始末書が提出されています。

本案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

議 長 只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

受付番号1番、今渡お願いします。

江口委員 推進委員1番の江口から現地確認の報告をします。

受付番号1番は、今渡の国道21号線と国道248号線が交差する今渡交差点の北東、旧国道21号線の南の住宅地の一角にある場所で、2月に3条申請により農地を取得していますが、その際自宅と物置が建築された住宅敷地が農地のまま、既に利用されていたため、始末書を提出して申請された案件となります。雨水は、既存宅地を通して市道側溝へ排水され、上下水道とも整備され既に利用されており、問題ないと思います。

議 長 只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員	議長	<p>【意見・質問なし】</p> <p>ご意見もないようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第 10 号について、原案のとおり許可相当として、市に進達することにご異議ございませんか。</p>
委員	議長	<p>【異議なしの声多数】</p> <p>異議ないものと認め、議案第 10 号は、原案のとおり許可相当として、市に進達することに決しました。</p>
議	長	<p>続きまして、日程第 4、議案第 11 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請に対する意見についてを議題といたします。</p>
事務局	局長	<p>それでは、事務局に説明を求めます。</p> <p>日程第 4、議案第 11 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による農地の権利の設定及び移転を伴う農地転用許可申請について説明します。</p> <p>申請の内訳は、売買による所有権移転 8 件です。</p> <p>受付番号 1 番は、愛知県江南市の方と広見の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。</p> <p>転用事業者は、今渡地内で、3 区画に宅地分譲するとのことです。</p> <p>立地基準判定は、第 3 種農地となります。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。</p> <p>受付番号 2 番は、下恵土の方と下呂市の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。</p> <p>転用事業者は、下恵土地内で、建築業の駐車場を整備するとのことです。</p> <p>立地基準判定は、第 3 種農地となります。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。</p> <p>受付番号 3 番は、土田の方と東京都練馬区の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。</p> <p>転用事業者は、土田地内で、分譲住宅 1 棟を建築するとのことです。</p> <p>立地基準判定は、第 3 種農地となります。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロック壁を設置するとのことです。</p> <p>受付番号 4 番は、土田の方と松伏の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めるものです。</p> <p>転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して障がい者福祉施設の敷地にするとのことです。</p> <p>立地基準判定は、第 3 種農地となります。</p> <p>その他、一般基準判定等については資料のとおりです。</p> <p>周辺農地等への被害防除策は、造成や建築工事等は行わず、現状と変更なしとのことで</p>

す。

本案件は、平成4年頃より、農地法の許可を得ず、住宅敷地の一部として使用していたため、始末書が提出されています。3条、受付番号1番と関連しています。

受付番号5番は、矢戸の方と土田の方が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めたものです。

転用事業者は、土田地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅の駐車場、物置敷地を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

受付番号6番は、愛知県小牧市の方と美濃加茂市の方外1名が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めたものです。

転用事業者は、下切地内で、隣接地を一体利用して一般個人住宅を建築するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリートブロックを設置するとのことです。

受付番号7番は、多治見市の方外1名と柿下の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めたものです。

転用事業者は、久々利地内で、上下水道管製造業の資材置場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第2種農地となります。

代替地を検討しましたが、申請地に代えて目的を達成できないとのことです。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、隣接地に農地はありません。

本案件は、まちづくり条例による開発協議が必要な案件となり、事前協議中です。

また、令和8年2月3日に農振除外されています。

受付番号8番は、御嵩町の方外1名と瀬田の法人が、売買による所有権移転で、農地転用許可を求めたものです。

転用事業者は、石森地内で、自動車製造及び販売業の駐車場を整備するとのことです。

立地基準判定は、第3種農地となります。

その他、一般基準判定等については資料のとおりです。

周辺農地等への被害防除策は、コンクリート擁壁を設置するとのことです。

本案件は、令和7年1月9日に農振除外されています。

また、本案件については、水利管理者からの同意書の提出がありませんでした。そのため、土地利用計画図をもとに現地において詳細に確認しましたところ、周辺農地の取水排水及び水路等の農業用施設に影響がないことを確認しております。

以上の各案件は、周辺への影響には十分注意を払い施工するとともに、万一の場合は責任をもって対処し、一切の迷惑をかけないとなっております。

只今、事務局から説明がありましたが、地元委員からの発言を求めます。

議

長

江口委員 受付番号1番、今渡お願いします。
 推進委員1番の江口が受付番号1番の案件について報告します。
 受付番号1番は、可児市福祉センターの北150mほどの位置にあり、土地改良区のエリア内にある農地を3区画に宅地分譲するための転用申請となります。駅にも近く、周囲は宅地化している地域で、南側市道、申請地側に土地改良区の用水路があるため、1区画の雨水排水は北側にある土地改良区排水路となり、排水同意が得てあります。2区画の雨水排水については、地下浸透とする予定です。隣接所有者への説明も済み、被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。

議長 受付番号2番、下恵土お願いします。
 江口委員 推進委員1番の江口が受付番号2番の案件について報告します。
 受付番号2番は、下恵土沢渡地区の農地で、譲受人の事務所がある東の土地改良区のエリア内にあり、駐車場として整備し、利用するための転用申請です。土地改良区の同意もあり、雨水は駐車場であるため自然浸透となり、上下水道の利用はありません。周囲への被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。

議長 受付番号3番から5番、土田お願いします。
 奥田委員 農業委員4番の奥田が受付番号3番、4番の案件について報告します。
 受付番号3番は、土田の大型花き販売所の東、花軒地区にある農地を転用して1棟の分譲住宅を建築するための転用申請です。隣接者への説明も済み、周囲への被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は道路側溝への排水、上下水道とも整備されており、転用されても、問題ないと思います。
 受付番号4番も、土田の大型花き販売所の東、花軒地区にあり、既存住宅の周囲にある農地を一体利用して障がい者福祉施設として利用するための転用申請です。一部申請地を宅地として利用していたため、始末書が提出されています。既存宅地と一体利用し、現状のまま利用しますので、雨水排水、上下水道とも現況のままでの利用となり、転用されても、問題ないと思います。

津田委員 推進委員2番の津田が受付番号5番の案件について報告します。
 受付番号5番は、土田東山にあります農地で、昨年5月に4条で一般住宅の建築敷地として許可した宅地が一体利用となり駐車場、物置敷地として利用するための転用申請です。周囲への被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。駐車場、物置敷地での利用で上下水道の利用はありません。転用されても、問題ないと思います。

議長 受付番号6番、下切お願いします。
 鈴木(泰)委員 推進委員5番の鈴木が受付番号6番の案件について報告します。
 受付番号6番は、下切地内にあり、3条、受付番号4番の北側にあります農地を転用し、隣接地と一体利用して、一般個人住宅を建築するための転用申請です。雨水は、道路側溝への排水、隣接地への被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。上下水道とも整備されています。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。

議長 受付番号7番、久々利お願いします。

竹谷委員

農業委員 11 番の竹谷が受付番号 7 番の案件について報告します。

受付番号 7 番は、久々利の街の南、久々利川南の土地改良事業エリアにある農振農用地を令和 8 年 2 月 3 日に除外し、上下水道管製造業の資材置場として整備し利用するための転用申請となります。土地改良エリアとしては末端部分になり、営農地とは水路を挟んでいるため、周辺農地への影響はないと思います。土地改良管理組合の同意も得てあり、雨水は、資材置場での利用であり自然浸透となり、雨量の多い場合には、土地改良水路への排水となり同意を得てあります。資材置場であり、上下水道の利用はありません。面積が大きいので、市の開発協議が必要な案件となり協議が進められていると聞いています。以上のことから、転用されても、問題ないと思います。

議長

受付番号 8 番、石森をお願いします。

酒向委員

推進委員 8 番の酒向が受付番号 8 番の案件について報告します。

受付番号 8 番は、申請地は石森ですが、瀬田のキャンピングカー製造会社の北にある農振農用地を平成 7 年 1 月 9 日に除外し、同社の駐車場として整備し、利用するための転用申請となります。東は用水路と管理用道路、南は農道、西は市道と一部農地、北は市道と一部農地と接しています。農地として一部残る部分の隣接者には、説明をして承諾を得てあります。周辺には被害防除策としてコンクリートブロックを設置されます。雨水は、土地改良管理組合の水路への排水、上下水道の利用はありません。土地改良管理組合の同意書が提出されていませんが、経過書が提出されており、内容を確認しています。土地利用や周辺への影響等については、現地確認時に土地利用計画図により確認したところ、周辺農地への影響、農業用施設への影響もないと判断でき、今回の転用申請については、問題ないと判断してまいりました。

地元土地改良管理組合の組合長が農業委員 12 番の玉田委員ですので、土地改良管理組合の同意書について説明をお願いします。

玉田委員

地元広見東土地改良管理組合の組合長をしていますので説明します。

転用申請時の土地改良管理組合の同意書については、地元水利組合長の承諾後印鑑を押印し、地元土地改良管理組合長が確認し印鑑を押印する流れとなっております。今回の案件では、農振除外申出時には、地元水利組合長が押印されていて、地元土地改良管理組合長としても押印し書類が市へ提出されて農振除外されています。しかし、今回の農地転用申請では地元水利組合長が押印していないため、私の所まで書類が来ていない状況で、同意書が提出されていません。

今回の転用申請では、同意書が提出されていませんが、経過書が提出されており、現地確認時に地元委員全員で確認しましたが、転用については、問題ないと判断してまいりました。

議長

只今、地元委員から発言のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

議長

受付番号 8 番の案件について、土地改良の同意、水路管理者の排水同意について、経過書ありとなっていて、地元委員 2 名からは、経過書の内容、転用申請内容を確認して、現地確認を実施して、今回の転用申請については、問題ないとして報告をしていただきましたが、許可相当として判断して、問題はないでしょうか。

事務局	<p>今回の転用申請案件についての判断をするもので、以前の譲受人の関係する案件に関連しての対応などを考慮する必要はないとして判断していただければと思います。</p> <p>あくまで、今回の転用申請の内容、周辺農地への影響、農業用施設への影響などを判断材料として審議いただければと思います。</p>
中村委員	<p>受付番号2番の案件について、以前は苗田として利用されていた田のため、田越しに水が入っていた。上流部で転用され場合、下の田への水の供給のためパイプ管等を敷設して水の供給をされるが、敷設されたパイプ管等の所有者、管理者は誰になるのか。</p>
事務局	<p>下の田への水の供給確保として転用事業者がパイプ管等を申請地に埋設されるなどの対応をされますので、所有者は、転用事業者、土地所有者となると思います。管理者については、日常の管理等については、双方の話し合い等により決めていただく事となると思います。ただ、転用申請書に周辺農地に影響を及ぼす場合には責任をもって対処するとありますので、転用事業者が対処することとなる場合もあると思います。</p>
議長	<p>その他、何かご意見、ご質問はございませんか。</p>
委員	<p>【意見・質疑なし】</p>
議長	<p>ご意見もないようですのでお諮りいたします。</p> <p>議案第11号は、原案のとおり許可相当として市に進達することにご異議ございませんか。</p>
委員	<p>【異議なしの声多数】</p>
議長	<p>異議ないものと認め、議案第11号は、原案のとおり許可相当として市に進達することに決しました。</p>
議長	<p>続きまして、日程第5、議案第12号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見についてを議題といたします。</p> <p>はじめに、本案件は、農業委員9番の奥村武司委員と1番委員の私が当事者に含まれています。</p> <p>したがって、農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限により、本案件の審議に加わることはできません。</p> <p>つきましては、本案件の審議の間、奥村委員と私は一時退席いたします。なお、私が退席している間の議事進行につきましては、職務代理である中村委員にお願いいたします。</p> <p>それでは、退席、移動をします。</p> <p>(菱川幸夫委員、奥村武司委員 退席)</p> <p>(職務代理中村茂委員 議長席に着座)</p>
職務代理	<p>職務代理の3番委員中村です。会長に代わり、議長を務めさせていただきます。</p> <p>それでは、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>日程第5、議案第12号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項による農用地利用集積等促進計画素案に対する意見について説明します。</p> <p>別葉の議案第12号をご覧ください。</p> <p>今月は、35件、46,981㎡の農地について、農地中間管理機構を経由し、使用貸借権及</p>

び賃貸借権を設定する計画となっています。

対象となる農地の内訳は、二野で4筆、矢戸で2筆、塩河で9筆、土田で18筆、今渡及び長洞で各1筆となっています。

貸付先は、二野の法人に4筆、美濃加茂市の法人に11筆、今渡の方に19筆、土田の法人に1筆となっています。

なお、新規の集積が16筆、18,763㎡となっています。

貸借期間は、令和8年3月31日から令和18年3月30日までの10年間と令和8年3月31日から令和13年3月30日までの5年間のいずれかとなっています。

集積する農地の詳細等は、別添の資料のとおりとなっています。

職務代理 只今、事務局から説明のありました件につきまして、何かご意見、ご質問はございませんか。

委員 【意見・質疑なし】

職務代理 ご意見もないようですのでお諮りいたします。

議案第12号について、意見なしとして、市に報告することにご異議ございませんか。

委員 【異議なしの声多数】

職務代理 異議ないものと認め、議案第12号は、意見なしとして、市に報告することに決しました。

それでは、菱川幸夫委員、奥村武司委員の議事参加を認めます。

(職務代理中村茂委員 議長席から離席)

(菱川幸夫委員、奥村武司委員が入室し、席に着座)

議長 以上をもちまして、本日の総会に付議された議案の審議はすべて終了いたしました。

議長 続きまして、農地法関連の報告事項及び連絡事項について、事務局から説明をお願いします。

事務局 それでは、報告及び連絡事項について、説明いたします。

1. 農地の適正管理の2月指導分について報告します。

別添資料1をご覧ください。(件数5件)

農地所有者に対して、農地を適正に管理するよう書面にて指導を行いました。

2. 農地の形状変更(水田の畑地転換又は盛土・切土)の届出書の2月届出分です。

届出はありませんでした。

3. 農業用施設の届出書の2月届出分です。

届出はありませんでした。

4. 農地台帳非登録確認申請の2月申請分です。

申請はありませんでした。

5. 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の2月受理件数です。

7件の届出がありました。

田 20筆 16,757.00㎡ 畑 22筆 5,267.00㎡ 合計 42筆 22,024.00㎡

6. 今後の日程について説明します。

次回の現地確認は3月27日の金曜日を予定しています。

また、令和8年第4回農業委員会総会は、令和8年4月2日木曜日に午後2時から庁舎5階全員協議会室で開催を予定しています。

7. その他

2月6日の農業新聞にタブレット研修の記事が掲載されました。(記事のコピー)

平成8年度 農地転用等スケジュール表の配布

農業委員、推進委員の親睦旅行について : 副会長(中村委員)より

日程 4月9日(木)、10日(金)

行程等 可児 ~ 彦根城(桜) ~ 三方五湖(宿泊) ~ 金沢(昼食)
~ 大野(勝山)経由 ~ 高速利用 ~ 可児

4月の人事異動後の歓送迎会について 5月総会後を予定している。

中 村 委 員

議 長

これもちまして、令和8年第3回可児市農業委員会総会を閉会いたします。

委員各位には、各案件について慎重に審議を賜り、誠にご苦勞様でございました。